

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務
イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
ウ 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日
エ 契約上限金額 14,850千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3-1	質問書
9	様式3-2	質疑応答書
10	様式4-1	企画提案書
11	様式4-2	事業者概要及び業務実績
12	様式4-3	業務従事予定者の経歴
13	様式4-4	業務の実施計画
14	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
15	様式6	結果通知書
16	別記1	企画提案書等の取扱いに関する依頼
17	別記2	入札参加資格申請に準じた書類

※6～17は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和 7 年 5 月 22 日（木）から令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 3 時
質問書受付期間	令和 7 年 5 月 22 日（木）から令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 3 時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和 7 年 6 月 13 日（金）午前 10 時以降
質問に対する回答送付日	令和 7 年 6 月 13 日（金）
企画提案書等提出期間	令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 3 時
書類審査	令和 7 年 7 月 23 日（水）※時間は後日連絡
ヒアリング審査	令和 7 年 7 月 29 日（火）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和 7 年 8 月 1 日（金）
契約締結	令和 7 年 8 月 7 日（木）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-0923 浜松市中央区北寺島町 617 番地の 6

浜松市都市整備部公園課（中央土木整備事務所 1 階）

電話 053-457-2353 FAX 050-3535-5217

メールアドレス kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市 告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3028：計画策定・統計業務委託、または 3024：測量・設計・登記・補償等（工事関連以外））の認定を受けている者であること。

イ 継続して 1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること。

(3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11

年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和 7 年 6 月 4 日(水)午後 3 時(必着)

イ 提出先 浜松市都市整備部公園課計画調整グループ 担当 宮崎

ウ 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書(様式 1)

(イ) 別記 2 に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類(令和 7・8 年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借 業種分類 3028: 計画策定・統計業務委託、または 3024: 測量・設計・登記・補償等(工事関連以外))の認定を受けていない者に限る)

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付方法 電子メール

イ 日時 令和 7 年 6 月 13 日(金)午前 10 時以降

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2) で参加資格がないと認められた者は、市に対し、下記のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 18 日(水)

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ 提出先 浜松市都市整備部公園課計画調整グループ 担当 宮崎
エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式 3-1）の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前 3 日間まで公園課において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 3 時（必着）

イ 提出先 浜松市都市整備部公園課計画調整グループ 担当 宮崎

ウ 提出方法 持参、郵送、又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）

エ 回答送付日及び方法 令和 7 年 6 月 13 日（金）電子メールによる。

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第 1 章 3 に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第 1 章 4(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

①事業者概要及び業務実績(様式 4-2)

都市公園整備計画・再整備計画に関わる事業実績が望ましい。なお、委託事業、自主事業を問わない。本業務に関連が深いと考える過去5年間の事業を、5件以内で記載すること。

＜社会貢献活動等に係る認証等の有無＞

次に示す認証等の実績があれば記載すること。

- (ア) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証
- (イ) 浜松市消防団協力事業所の認定
- (ウ) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定
- (エ) 健康経営優良法人の認定（経済産業省）
- (オ) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定
- (カ) 浜松市企業のCSR活動表彰

②業務従事予定者の経歴（様式 4-3）

- ・統括責任者や業務従事者などの、本業務中における役割、経歴・実績、取得資格等。
- ・特に都市公園再整備計画に関する業務経験があれば望ましい。

③業務の実施計画（様式 4-4）

- ・調査内容については、業務説明資料に記載された業務内容ごとに調査手法が理解できるよう、想定する情報源、聞き取り先、収集範囲、情報収集の手法等を提示すること。また、取得する情報量について、可能な限り目標数（量）または想定する収集量を記載すること。
- ・再整備計画については、調査内容の取りまとめ方、計画策定に関する考え方、手法等を提示すること。
- ・官民連携による事業手法については、想定する検討方法、情報収集の手法等を提示すること。
- ・本業務の目的を達成するために、業務説明資料に記載の調査を補強する調査、または必要と考える追加調査があれば、調査項目ごとに記載すること。ただし、追加提案等を実施する場合でも、事業費の総額は予定価格を超えない範囲とすること。
- ・業務を遂行する上で、本市に提供を求める情報等があれば記載すること。

④参考見積

- ・企画提案書の内容に則した見積もりとすること。
- ・調査項目ごとに、作業内容の内訳金額を明示すること。
- ・追加提案についても参考までに金額を提示すること。
- ・様式は任意とするが、浜松市が内容を十分に理解できるよう、分かりやすく簡潔な形式で作成すること。
- ・金額はすべて税抜きで記載すること。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 企画提案書（様式 4-1、4-2、4-3、4-4）
- イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 5）
※第 2 章 5（3）及び別記を参照のうえ提出すること。
- ウ その他資料
 - ・参考見積書（内訳書）

(2) 提出部数 7 部、及びアの企画提案書一式のデータを PDF 化して CD-R 等に格納したもの 1 枚

※CD-R 等の表面には表題「佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務」及び社名を記載すること。

- (3) 提出先 浜松市都市整備部公園課計画調整グループ 担当：宮崎
- (4) 提出期限 令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 3 時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮すること。
- (4) 仕様を十分に理解した上で、記載事項として責任をもって実行可能な内容とすること。
- (5) 提出の様式は、A4 判、横書き、左綴じ、10.5 ポイント以上、両面印刷を基本とする。
- (6) 企画提案書について、様式 4-4 業務の実施計画は、イメージ図・イラスト等を含めて 4 ページ以内で作成すること。なお、4 ページを超えた部分の提案は、評価対象とならないため注意すること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) 見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市の評価委員会が次のように行う。

なお、評価委員会は、花みどり担当部長、公園課長、緑政課長、公園管理事務所長、環境保全課長により構成する。

(1) 審査の実施

ア 書面審査及びヒアリング審査

提出された企画提案書を事前に審査し、ヒアリング審査では企画提案書の内容について質疑応答を行う。

ヒアリング審査は事業者によるプレゼンテーション(20分間)と質疑応答(15分)によって実施する。ヒアリング審査の出席者は、業務従事予定者の中から2名以内とする。

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年8月1日（金）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

様式 1

令和 年 月 日

浜松市長宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、浜松市公告第 号の参加するために必要な資格に相違していないことを誓います。

件名：佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

様式2

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

浜松市長

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務

結果①：資格を有することを認めます。

プロポーザル方式実施説明書により、企画提案書等を提出してください。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

担 当

[illegible]

様式 4-1

令和 年 月 日

浜松市長宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企 画 提 案 書

次の件について、企画提案書を提出します。

件名：佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

事業者概要及び業務実績

事業者名			
代表者			
本社所在地	〒	入札参加者 資格の有無	有 ・ 無
担当部署所在地	〒		
担当部署名			
業務責任者氏名			
担当者氏名			
連絡先	電話		FAX
	メールアドレス		
会社設立年月日		資本金	
社会貢献活動等 に係る認証等			

業績（過去 5 年の関連業務※件数が多い場合は行を追加して記載する事）

業務名	発注者 (又は自主事業)	実施期間	業務内容
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	

業務従事予定者の経歴

業務責任者			
氏名			
所属			
役職			
保有資格			
実務経験年数			
業務実績（過去 5 年間の関連業務 ※3 つ以上の場合、行を追加して記載してください。）			
業務名	発注者 又は自主事業	実施期間	業務内容及び当該業務との関わり
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	

担当者			
本事業における担当業務			
氏名			
所属			
役職			
保有資格			
実務経験年数			
業務実績（過去 5 年間の関連業務 ※3 つ以上の場合、行を追加して記載してください。）			
業務名	発注者 又は自主事業	実施期間	業務内容及び当該業務との関わり
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	

※担当者が複数いる場合は表をコピーするなどして、担当ごとに記載する事。

様式 4-4 業務の実施計画

※大きさは A4 版 4 ページ以内とし、左右に 15 mm以上の余白を設けること。

※下記項目について、記載すること。

1. 本業務への取り組み方針（総論）

2. 業務実施体制

3. 業務実施手法

（1）現況把握調査

（2）利用状況調査

（3）交通量調査

（4）周回園路等現況調査

（5）佐鳴湖公園再整備基本計画の策定

（6）官民連携による事業手法

4. 「まとめ」等、任意に項目設定可能です。（1. 2. 3. までの項目でも問題ありません）

様式 5

令和 年 月 日

浜松市長宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企画提案書等の取扱いに関する回答書

企画提案書等の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件 ： 佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務

上記対象案件に関する企画提案書等に、当社の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより当社の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合

企画提案書等において当社の正当な利益を害すると思われる部分は、別添のとおりです。

様式 6

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

浜松市長

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の企画提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務

1 貴社の審査結果

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：下記の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

2 本プロポーザル方式の審査結果

- (1) 特定した事業者：
- (2) 審査を行った事業者数：
- (3) 貴社の順位：
- (4) 評価項目別の点数及び合計点：

別記 1

企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

1. プロポーザル方式の実施に係る企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の取扱いは、次のとおりとします。

（1）企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表します。

（2）公開又は公表における企画提案書等の使用に関する費用は、無償とします。

2. 次の内容に関し、確認を依頼いたします。

企画提案書等は、1にも記載のとおり原則としてはその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

（1）対象案件 佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務

（2）提出物

- ・ 企画提案書等の取扱いに関する回答書
- ・ 貴社の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料（企画提案書等の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出 ※ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公表を確約するものではありません。

（3）提出期限 令和7年7月10日（木）午後3時

（4）提出先 浜松市都市整備部公園課

入札参加資格審査申請に準じた書類 一覧表

- 必要提出書類を確認し（備考欄に記載の場合に該当するときに提出が必要になる書類もあります）、チェック欄（太枠内）を記入のうえ、No.1 から順に揃えてこの一覧表とあわせて提出してください。

チェック欄記入方法 ・ 提出を要する：○ 提出不要：／（斜線）

- 提出書類は、全てA4 サイズにしてください。
- 参加意向申出書の提出期限日までに提出してください。

No.	提出書類	備 考	チ ェ ッ ク 欄	市 確 認 欄
1	委任状【様式有り】	*支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出		
2	市税の納付又は納入状況照会に関する同意書【様式有り】	*浜松市内に本店を置く場合又は浜松市内の支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出		
3	消費税及び地方消費税に係る納税証明書「その3」 写し可	*消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと（「その3の2」「その3の3」でも可） *課税対象者でない場合も提出 *証明日は3ヶ月以内の日付であること *所管税務署で発行		
4	法人 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） 写し可	*法人の場合に提出 *現在事項全部証明書でも可 *1ヶ年以上業務を営んでいること *証明日は3ヶ月以内の日付であること *所管法務局で発行		
5	個人 代表者の身分（身元）証明書 写し可	*個人の場合に提出 *後見登記、破産等の通知を受けていない旨の証明書 *証明日は3ヶ月以内の日付であること *本籍地の戸籍担当課で発行		
6	個人 登記されていないことの証明書 写し可	*個人の場合に提出 *成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない旨の証明書 *証明日は3ヶ月以内の日付であること *東京法務局（郵送）、地方法務局（窓口）で発行 ただし、支局・出張所を除く		
7	法人 貸借対照表・損益計算書 写し可	*法人の場合に提出 *直前決算1ヶ年分		
8	個人 ＜青色申告者＞ 所得税確定決算書の写し ＜白色申告者＞ 所得税確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し	*個人の場合に提出 *直前決算1ヶ年分 *青色申告者は貸借対照表・損益計算書を含む		
9	暴力団排除に関する誓約書【様式有り】			

市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

私は、浜松市の佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務のプロポーザル参加にあたり、次のア又はイに該当するため、下記事項に同意します。

ア 浜松市内に本店を置く者

イ 浜松市外に本店を置き、浜松市内の支店・営業所等へ当該プロポーザル参加に関する権限等を委任する者

記

- 1 浜松市業務委託に関するプロポーザル方式ガイドライン第9条第2項第1号ア又は第2号アに基づき、浜松市都市整備部公園課が浜松市税（以下「市税」という。）の納付又は納入状況について、浜松市財務部収納対策課へ照会すること。
- 2 参加意向申出書受付期間最終日時点において、納期限が到来している市税に未納があることが判明した場合は、当該プロポーザルへの参加を認めないこと。

同意者記入欄（必ず記入してください。）

令和 年 月 日

（本社）

住所又は本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（※署名又は記名押印をしてください。）

①	法人の場合（法人番号指定通知書等に記載のある法人番号を記入）												
	法人番号（13桁）												
②	個人事業主の場合（登記されていないことの証明書に記載されている住所を記入）												
	代表者氏名カナ												
	代表者の住所												
	代表者の生年月日	（和暦） 年 月 日											

※同意者は、納付又は納入状況照会のため、①又は②のいずれか該当する情報も記入してください。

委任状

(あて先) 浜松市長

令和 年 月 日

委任者 本 社 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、浜松市が発注する佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務について、下記のとおり
権限を委任します。

受任者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

委任事項

- 1 プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の提出に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 業務完了における検査立会いに関すること。
- 4 契約代金の請求並びに受領に関すること。
- 5 その他契約に関する一切の権限。

暴力団排除に関する誓約書

浜松市の佐鳴湖公園再整備基本計画策定業務のプロポーザル参加にあたり、浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号）に基づき、暴力団の排除のために必要な協力を行うこと及び下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会及び役員等名簿のほか照会に必要な情報を提供することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (5) 前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 2 暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。
- 3 浜松市との契約に関し、下請負人、再委託人（下請、再委託が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）又は資材・原材料業者を使用する場合は、当該者が上記 1 の各号に該当しないことを確認します。また、当該者が上記 1 の各号に該当した場合、浜松市との契約に関する事項から排除します。
- 4 浜松市より上記 1 から 3 に該当するか否かの照会のために役員名簿等の情報提供の要請があった場合には、直ちに応じます。
- 5 本誓約が虚偽であり、又は本誓約に違反したことにより被る不利益について、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名